

# 令和4年第4回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会会議録

令和4年12月20日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時27分

## ◎出席議員（10名）

2番	洪井由放	3番	高野泉
4番	荒井浩二	5番	中山五男
6番	川俣義雅	7番	興野一美
8番	益子純恵	9番	大金清
10番	平塚英教	11番	沼田邦彦

## ◎欠席議員（2名）

1番	川上要一	12番	鈴木繁
----	------	-----	-----

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣純子
副組合長	福島泰夫
会計管理者兼事務局長兼管理課長兼会計室長	小口正一
病院長	宮澤保春
消防長	車和則
消防本部次長兼予防消防課長	川俣寿行
総務課長	谷田克彦
統括管理監	関口忠司
病院事務長兼医事課長	鈴木高広
病院総務課長	岡誠
保健衛生センター所長兼施設整備室長	熊田則昭
消防本部総務課長	加藤勇

## ◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	小口正一
議事係長	両方博幸
書記	中村浩子
書記	齋藤晋太郎

## ○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第4 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正について (組合長提出)
- 日程第5 (議案第3号) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (組合長提出)
- 日程第6 (議案第4号) 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)の議決について (組合長提出)
- 日程第7 (議案第5号) 令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算(第1号)の議決について (組合長提出)
- 

## ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[ 午前10時00分開会 ]

---

○副議長（平塚英教） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。1番 川上要一議員、12番 鈴木繁議長から欠席の届けが提出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

本日、鈴木議長が欠席されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私、平塚が議長の職務を行いますので、どうぞよろしく願います。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会にあたり、川俣組合長の挨拶を求めます。

組合長。

○組合長（川俣純子） おはようございます。令和4年第4回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。議会開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、10月26・27日、高座清掃施設組合水処理施設、また、伊豆の国市の衛生センターのご視察、本当にありがとうございました。

また、続きまして組合としましては、一般廃棄物処理施設整備事業説明会を9月の定例会において開催する方針である旨をお答えいたしました。そのため、11月26・27日の2日間、4箇所の会場において説明会を開催いたしました。

鈴木議長をはじめ、組合議員のほか、市、町の議員にも多数ご参加いただき、誠にありがとうございました。

説明会においては、施設整備の必要性等を中心に説明いたしましたが、参加された方々からは、様々な質問が出されたほか、また、建設的な意見や提案、否定的な意見等についても発言をいただきました。住民の皆様の素直な思いを聞くことができた貴重な機会であったと感じております。

皆様からいただきました質問、意見等につきましては、今後の施設整備事業の検討材料とさせていただきます、事業を推進していきたいと考えております。議員各位におかれましてもご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に、敦賀市との裁判についてです。新聞等の記事によりご存じのことかと思いますが、

1 2月7日に高等裁判所の判決があり、内容は当組合の主張が全面的に認められ、一審における敗訴部分を取り消されるもの、いわゆる勝訴でありました。従いまして、当組合から上告は行わないことといたしました。

今後については、原告である敦賀市の対応次第となりますが、仮に上告された場合においても、引き続き、当組合の正当性を訴えていきたいと考えております。

さて、本日の臨時会の議案は、条例改正が3件、補正予算が2件、合わせて5件であります。何とぞ慎重審議を賜りますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。

○副議長（平塚英教） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

これより、議事日程に基づき、議事に入ります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（平塚英教） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

5番 中山五男 議員

6番 川俣義雅 議員の2名を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定

○副議長（平塚英教） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（平塚英教） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

○副議長（平塚英教） 日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に、組合職員の給与及び勤勉手当について、改定を行うものであります。

議案書1ページをご覧ください。第1条及び10ページ第2条は、南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正であります。第1条は、本年12月期の勤勉手当について、第22条第2項第1号の職員においては0.10月分、第2号の再任用職員においては0.05月分を引き上げるもののほか、別表第1から別表第2のその3については、若手の職員が在職する号給を対象に、給料月額を引き上げるものであります。

10ページに移ります。最後の行から11ページに続きますが、第2条は、令和5年度以降の勤勉手当に係る支給割合について、規定するものであります。第3条及び第4条は、南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正であります。第3条は1号給の給料月額の引き上げを行うほか、本年12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げるもの、第4条は、令和5年度以降の勤勉手当に係る支給割合について、規定するものであります。

改正附則第1条第1項は、施行期日について公布の日から施行することとし、第2条及び第4条の改正規定については、令和5年4月1日から施行すると規定するもの、第2項は、

第1条及び第3条の規定のうち、給料表に係る改正については、令和4年4月1日、勤勉手当に係る改正については、令和4年12月1日から適用すると規定するものであります。改正附則第2条は、給与の内払いとする取り扱いについて、改正附則第3条は、組合規則への委任について、規定するものであります。

以上、議案第1号について、何とぞ慎重にご審議のうえ、可決くださりますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○副議長（平塚英教） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 今回、給与改定関係について、3本の条例改正があるわけなのですが、ここで、提案されているのは議案第1号なのですが、那珂川町も那須烏山市も既に給与条例については改正されているわけなんです。

そこで伺いたいのは、両市町の職員の給与条例、これとこの広域行政の職員の給与条例関係で、異なるところがありますか。もしあるとすればそこを伺いたいと思います。

○副議長（平塚英教） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） それでは、中山議員の質問にお答えいたします。市、町との条例との違いでございますけれども、人事院勧告に基づいておりますので、基本的な内容は同じでございます。

ただ、市・町に規定の無いところ、いわゆる医療関係の職とか、そういったところについては組合のみの規定ということでご理解いただければと思います。

○副議長（平塚英教） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 今度は新採職員のような方々の給与が比較的上乗せ額が高くなっているわけなのですが、そこで、組合職員の初任給額は今度いくらになるのでしょうか、高卒、短大卒、大卒、それぞれの額についてお伺いします。

○副議長（平塚英教） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 初任給の額でございますけれども、手元に資料がございませんので、後ほど調べてご回答させていただければと思います。

○副議長（平塚英教） 4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 先ほど中山議員からも似たようなご質問があったんですけども。私ちょっとわからないので教えていただきたいんですが、広域行政組合が、那珂川町、那須烏山市と同水準の給与がある、人事院勧告の流れで給与の改定に今きているんだと思うんですけども、団体職員とか公務員の人事院勧告に従っての給与改定っていうのは、何かこう組合の中の規約とか、そういうのに根拠とかあってあったりするんでしょうか、何かあったりするんですか。

同市町の給与の水準に合わせていくみたいなかで、どういう根拠があるのかだけ、わからないので教えてください。

○副議長（平塚英教） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 荒井議員の質問にお答えいたします。基準ということだと思うんですけども、明確に市、町に合わせるとかそういったことは特にはないんですけども、基本的には人事院勧告という国が決めた枠の中で動いておりますので、そういった中で自ずと市、町と同様の給料表になってくるとい部分では、市、町を参考にしているというふうな形には言えると思うんですけども、明確に市、町に合わせるといようなことではございません。以上でございます。

○副議長（平塚英教） ほかに質疑はございませんか。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（平塚英教） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する

る条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（平塚英教） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正について

◎日程第5（議案第3号）地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○副議長（平塚英教） 日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正について、及び日程第5（議案第3号）地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 一括上程となりました。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年6月に公布された地方公務員法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日から施行され、地方公務員の定年年齢が引き上げられること等に伴い、職員の定年等に関する条例に所要の改正を行うほか、関係条例の整備として8件の条例を一部改正し、1件の条例を廃止するものであります。



詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださりますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○副議長（平塚英教） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 議案第2号及び議案第3号について、一括して詳細説明を申し上げます。

まず、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正について、説明いたします。

議案第2号の議案書1ページをご覧ください。まず、改正により条項数が増加することから、体系的に分かりやすくするため、全体の構成を章立てといたしまして、新たに目次を設定することといたしております。

続きまして、第1条についてであります。趣旨を規定したものであります。地方公務員法の改正による引用条項を改正するものであります。

第3条につきましては、定年の年齢を規定したものであります。職員の定年を60歳から65歳に、第2項において、医師の定年を65歳から70歳に改めるものであります。

第4条につきましては、2ページに続きますけれども、定年退職を3年まで延長できる特例を規定したものであります。管理監督職勤務上限年齢制に係る事項を追加するほか、文言の整理等を行うものであります。

3ページに移りまして、第6条は、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職について、組合規則に規定された管理職手当を支給されている職、及びこれに準ずると組合長が認める職というふうに規定するものであります。

第7条は、管理監督職勤務上限年齢について、60歳と規定するものであります。

第8条は、管理監督職から他の職へ降任をする際の遵守すべき基準について、地方公務員法の規定のほか、第1号においては、適正を有する職への降任、第2号においては、管理監督職以外のできるだけ上位の職への降任、第3号においては、上席の管理監督職と同時に降任する際の取扱いについて規定したものであります。

第9条は、管理監督職上限年齢到達後の特例について、4ページに続きますけれども、第1項においては、各号に定める公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、降任させずに管理監督職に留任できること、第2項においては、その期間を3年までと規定するものであります。第3項及び5ページに続きまして、第4項におきましては、業務の遂行に重大な障害が生ずると認められる場合に、特定管理監督職群に含まれる管理監督職の間で、異動させて降

任時期を延長できることを規定したものであります。

第10条は、異動期間の延長について、職員の同意を得なければならないと規定するもの、第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合において、降任させることを規定したものであります。

第12条は、60歳到達後退職した職員について、常勤職員として勤務した場合の定年退職日までの期間に限り、定年前再任用短時間勤務職員として、短時間勤務の職に雇用できることを規定したものであります。

第13条は、組合の構成市町、及び組合が加入している一部事務組合を60歳到達後に退職した者についても、組合の定年前再任用短時間勤務職員の対象とできることを規定したものであります。

6ページに移ります。第14条は、規則への委任について規定したものであります。

附則になりまして、附則第3項、第4項につきましては、第3条で規定した定年年齢の経過措置について、各表のとおり1歳ずつ引き上げることを規定したものであります。

附則第5項は、職員に対し、60歳に到達する年度の前年度に60歳後の任用や給料に関する必要な情報を提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努めることを規定したものであります。

7ページに移ります。改正附則の第1条につきましては、施行期日について、令和5年4月1日とし、改正附則第11条の規定のみは公布の日からとするものであります。

改正附則第2条は、勤務延長に関する経過措置について、旧条例により定年を延長された職員の取り扱い等について規定したものであります。

改正附則第3条は、8ページに続きますけれども、定年退職者等の再任用について、第1項、第2項においては、旧条例及び新条例の規定により退職した者を65歳まで暫定再任用職員として雇用できることを規定したものの、第3項から第5項にかけては任期の更新に係る基準を規定するものであります。

9ページに続きます。改正附則第4条は、各項において、組合の構成市町及び組合が加入する一部事務組合の定年退職者等について、暫定再任用職員の対象とすることを規定するものであります。

改正附則第5条は、各項において、短時間勤務の暫定再任用職員の雇用について規定するものであります。

改正附則第6条は、各項において、組合の構成市町及び組合が加入する一部事務組合の定年退職者等について、短時間勤務の暫定再任用職員の対象とすることを規定したものであります。

10ページに続きます。改正附則第7条、第8条、及び第9条につきましては、令和3年改正法附則第8条各項において条例により定めることとされている職等について、規定したものであります。

改正附則第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置について、採用や昇任等の制限を規定したものであります。

11ページに続きます。改正附則第11条は、令和3年改正法附則第2条第3項により条例により定めることとされている年齢について、60歳と規定するものであります。

続きまして、議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案第3号の議案書1ページをご覧ください。第1条は、南那須地区広域行政事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正するもので、文言の整理を行うほか、改正後第3条におきまして、減給について、基準割合による額が現に受けている給料等の10分の1を超える場合の取扱いを規定するものであります。

第2条は、南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、引用条項、及び定年前再任用短時間勤務職員に係る文言の整理等を行うほか、9ページに移ります。

附則の第2項でありますけども、60歳到達後の職員の給料について、給料表の給料月額7割とすることを規定するもの、附則第3項は、附則第2項の適用除外について、第1号においては、臨時的に任用される職員等、第2号においては、管理監督職上限年齢制による降任の時期を延長された職員、第3号においては、病院に勤務する医師、第4号においては、定年年齢を延長された職員と規定するものであります。

附則第4項は、管理監督職勤務上限年齢制により降任した職員の給料について、降任前の給料の7割となるよう、附則第2項に規定する給料のほか、差額を支給することを規定したものであります。

附則第5項は、附則第4項に係る読み替えについて規定するもの、附則第6項、附則第7項は、権衡上必要があると認められる職員に係る措置について規定するもの、附則第8項は、規則への委任について規定するものであります。

以降、別表第1から別表第2のその3にかけましては、いずれも職員の区分について、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものであります。

11ページに移ります。第3条は、南那須地区広域行政事務組合技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正をするもので、引用条項及び文言の整理を行うものであります。

12ページに続きます。第4条は、南那須地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもので、第2条第3号及び第9条第3号において、管理監督職勤務上限年齢制による降任時期を延長された職員を追加するほか、定年前再任用短時間勤務職員に係る文言の整理等を行うものであります。

13ページに移ります。第5条は、南那須地区広域行政事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するもので、引用条項及び定年前再任用短時間勤務職員に係る文言の整理等を行うものであります。

15ページに移ります。第6条は、南那須地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するもので、引用条項の整理を行うものであります。

16ページに続きます。第7条は、南那須地区広域行政事務組合職員の降給に関する条例の一部を改正するもので、第2条において、管理監督職上限年齢制による降給に係る事項を追加するほか、文言の整理を行うものであります。

附則第2項、第3項においては、60歳到達後、給料を7割とする措置についての事項を追加するものであります。

第8条は、南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正するもので、定年前再任用短時間勤務職員に係る文言の整理等を行うものであります。

18ページに移ります。第9条は、南那須地区広域行政事務組合職員の再任用に関する条例について、定年年齢の引き上げにより従来の再任用制度が消滅することから、廃止とするものであります。

改正附則第1条は、施行期日について、令和5年4月1日とするもの、改正附則第2条は、各号のとおり、改正附則における用語の定義を定めるものであります。

改正附則第3条は、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給料等について、定年前再任用短時間勤務職員を基準として、各項のとおり規定するものでございます。

19ページに続きます。改正附則第4条は、技能労務職員の扶養手当・住居手当に関する規定を暫定再任用職員に適用しないことを規定するものでございます。

改正附則第5条は、60歳を超えて育児短時間勤務をしている職員に係る新給与条例附則第2項の適用を規定するものでございます。

20ページに続きます。改正附則第6条は、暫定再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定を適用すると規定するものでございます。

以上で、議案第2号及び議案第3号に係る詳細説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いたします。

○副議長（平塚英教） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 議案第2号のほうなんですが、1ページ、第3条、定年は年齢65年とするということ、それから、3ページの第7条、管理監督職勤務上限年齢を60年とする、その根拠を伺いたいんです。

国が法改正をしたということなんですが、なぜ、今までの定年年齢60歳を65歳にしたのか、そして、今までは60歳前に、例えば55年で管理監督職を降りなさいというような文言はなかったと思うんですが、それが付け加わったという理由、それから、第3号のほうもいいですか、併せて、第3号のほうは9ページ、附則の2ですね、給料なんですが、60歳を過ぎたあとは、100分の70ということで、7割に減給するというその根拠を教えてくださいたいと思います。

○副議長（平塚英教） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 質問にお答えいたします。まず、年齢の設定の部分、それと給料の7割という部分でありますけども、いずれにつきましても、国のほうの示した基準にしたがって組合のほうでも条例のほうを改正していきたいということでございます。

本制度につきましては、国家公務員法の改正などに伴いまして、国のほうにすべてこういう基準でやっていきたいと思いますので、組合につきましても、そういった基準に従って今回条例のほうを直していきたいということでございますのでご理解願います。

○副議長（平塚英教） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 国が変えたということで、まあ、そうなんだろうけど、では、国はなぜ定年年齢を引き上げたのか、その根拠があると思うんですよ、何にもなしに引き上げるわけではないので、その根拠をこの組合ではどう考えるのかということです。

○副議長（平塚英教） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 組合でどう考えるのかでございますけども。国の考えた根拠につきましては、組合のほうであれこれ意見をいうものではございませんので、その辺についてはご勘弁いただきたいと思うんですけども、年金の問題であったり、職員がこれから高齢になるに向けて、今後の生活設計とか、そういった部分で、高齢者の今後の働き方、ライフプランと申しますか、そういったものが国のほうで示した中で、定年延長というのを示してきたかと思っておりますので、組合についてもそれに従って条例のほうを直していきたいというふうに考えております。

○副議長（平塚英教） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 健康状態も以前に比べればかなり全体としてはよくなってきて、60歳を過ぎてもまだまだ公務員として働ける、そういう能力も意欲もあると、健康状態も大丈夫だというようなことで、引き上げになったのではないかと思うんです。

そうでなければ、引き上げる理由は私は見当たらないというふうに思います。今までも再任用とか再雇用とかそういう形で勤務できたわけですから、あまり変わらないんじゃないかと思うんですが、じゃあ、今までの制度と働き方について、給料の面も含めてですよ、変わるんですか。変わるとすればどういう点が変わるんでしょうか。

○副議長（平塚英教） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 現行の制度との違いということになりますけども。現行は60歳を過ぎますと退職ということで、再任用という形になると思うんですが、これからは定年が延びて、再任用ではなくて職員として65歳まで勤められるということになります。

給料につきましては、7割になるということですけども、再任用職員には無かった手当等の部分もございまして、再任用職員よりは、給与の面では若干アップというか、待遇はよくなるというふうには考えてございます。以上です。

○副議長（平塚英教） ほかに質疑はございますか。

4番 荒井浩二議員。

○4番(荒井浩二) 質問させていただきます。基本的には那須烏山市の議会で説明されたのと同じような仕組みだったりするのかなと思うんですけども、ちょっと説明が曖昧だったので、いくつかお伺いしたいんですけども、例えば、今回の計画において、今後の新採とかの採用人数とか定員計画とか、そういうものの10年単位での見通しだったりとか、例えば、給与水準は7割になるということで、ただ、プラス手当があるとおっしゃっていたんですけども、それは、従来の7割ではなくて、10割分にあたるような調整額というのが那須烏山市だと発生するようなんですけれども、降任前給与月額の7割水準ではなくて、7割水準とするため、そこに調整額という話なんだと思うんですけど、それによる人件費の増額と新採の人員との全体の人件費の増額とか、先の見込みというのは、広域のほうでどのくらい変わってくるのかというところ、そこについて教えてください。

○副議長(平塚英教) 総務課長。

○総務課長(谷田克彦) まず、採用とかの部分で、定員管理のお話になるかと思うんですけども。組合としましては、市、町にあります定員管理計画、定員適正化計画というのは作っておりません。

そういった中で、今後、定年が延びていく中で、採用をどうしていくのかっていう部分になるのかと思うんですが、基本的なこととして、不必要な職員は雇う必要はないと思っておりますので、より最小の職員数で賄えるように対応していきたいと、現状そうでありますし、そういった考えは変わりはないところでございます。

しかしながら、定年が延びて、職員がそれだけ長く勤めるということは、その期間採用しないと、以前もご説明いたしましたけども、職員の年齢間の職員数がアンバランスで非常によくないということをお話したかと思うんですが、そういう状況が引き続き発生することになりますので、定年が延長される中でも、新採用職員については定期的に採用していくことが組織としては必要なだろうというふうには考えてございます。

そういった中でも、極端に増えない程度に退職者と新規採用のバランスをとっていければなど、現時点では考えてございます。

費用の面でありますけども、今の話と関係しますが、そういったわけで、ある程度採用もしていかなければいけないという状況の中では、現状よりも人件費が増えるということもやむを得ないのかなというふうに考えてございます。以上です。

○副議長(平塚英教) 4番、荒井浩二議員。

○4番(荒井浩二) 人件費がどれくらい増えるかとか。定員管理計画がそもそもないということで、おっしゃっていて、基本的に不必要な職員を雇う必要がないというのは、普通だと思うんですよね、ただその中で、法律に合わせてやっていくから、うちも合わせて給料とか上げてって、定年も増やしていくんだと、新採も同時にやらないと若輩ばかりになっちゃって後継者がいなくなっちゃうと、その中で、まずそういった今後のごみ処理計画とかともかかわってくると思うんですよね。

構成市町の人口に合わせて、そこで広域が提供するサービスの内容も変わってくると思うんですよね。人口に合わせても、規模で考えていかなければならないと思うんで、もちろん処理計画もそうですけれども、そこにあわせて人員の配置計画もある程度考えていって人件費の試算もしていくべきなんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副議長(平塚英教) 総務課長。

○総務課長(谷田克彦) 荒井議員のおっしゃることはもともとでございまして、そういった計画というか、見通しは当然立てるべきであると考えておりますので、今後、そういった、組合のやるべき事業とやる事業、必要な職員数を考えたうえで、ある程度の職員数の推移とか人件費の推移みたいなものを試算していければいいなというふうには考えてございます。以上です。

○副議長(平塚英教) 4番、荒井浩二議員。

○4番(荒井浩二) 合理化していくというのは大事なことなのかなとは思いますが、その中で、住民の理解が得られるような計画でもってやっていかないと、国にやれって言われたから、ほかの構成市町がやってくからやるんだというのでは、ただ杜撰なだけだと思うんですよね。

そういうふうに法律だったり、社会情勢に合わせていくのであれば、やっぱり人口とか国の法律に合わせた、例えば、さっきも議員懇談会でありましたけども、新プラ法とかそういったものにも対応していくような検討がないと、総合的に国の一部のここだけ、給料が上がるからここだけ採用しようとか、何かそういうふうに見られちゃったら、まずいと思うんですよね、法律に合わせるのであれば、ちゃんと法律に合わせて全体の計画の整合性をとっていかないと、理解をなかなか得られないのかなと思いますので、そこをちゃんと計画を示し



ていただくというか、見通しが分かるようにしていただかないと、なかなか理解は得られないと思いますので、そこをちょっと形にしていだけないかなと、いかがでしょうか。

○副議長（平塚英教） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 住民に理解を得るためにということで、先ほど話があった定員であったり、人件費の見通しについては、今後検討させていただいてお示しできる形をとりたいなというふうにしたいと思います。

議員からお話がありましたように、ごみの関係であるとか、今後組合が抱えている課題の中で、いろんな事業をしなければならないという部分と、それをやることによって組合の体制をどうしていくのかというのも考える。組織も一緒に考える必要がありますので、ちょっとその辺も含めて、総合的な中で今後検討していきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（平塚英教） 組合長。

○組合長（川俣純子） 荒井議員のおっしゃることはごもっともだと思っております。

ただ今回、この短期の間では、当組合で広域の事務、あと病院のほうでは関係者がいません。該当する者がほぼいません。退職延長になっても該当する者がいませんので、しばらくの間は給与の変化というのはほとんどないと思います。

消防のほうだけは確実にその年代がいますので、その辺の変化はあると思います。先ほど言われた衛生センターの話ですが、これからいろいろ決めていきますので、民間委託だとか、事業者を頼むとか、いろいろな話も出てきますので、その辺で人員の定数とかも変わってくる可能性がありますので、その時に整理をさせていただきたいと思いますので、改めてそのときには皆さんにご報告をさせていただきたいと思います。

今のところ消防長だけですかね、定年退職で関わるのは。あとは病院のほうは、年齢的にそういうドクターもいませんし、看護師さんのほうが少し延長されるというだけなので、人員が多くいるわけではないので、その辺は調整をまださせていただいて、詳しく知りたいようでしたら、病院、消防、広域のほうと、照らし合わせた一覧表みたいなものを出せるように心がけておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（平塚英教） 5番、中山五男議員。

○5番(中山五男) 1点お伺いいたします。条例改正の内容は、那珂川町、那須烏山市と同様だとお聞きしたわけなんです、組合職員も60歳到達後は管理職から降格になって給与額が約7割になると、さらに管理職手当も支給しないということになるわけですね。

そこで、来年度以降、各年度60歳に到達する職員の数をお伺いしたいと思います。前もって配付されました参考資料、そこに令和何年とありますので、その表で私、記載しますので、各年度の人数をお願いします。

○副議長(平塚英教) 総務課長。

○総務課長(谷田克彦) 各年度の60歳到達者でよろしいですか。先ほど組合長から話がありましたけれども、一般の事務職につきましては、当面定年退職となる職員は発生しない状況となります。

一番年齢が上の者で60歳に到達するのは、令和10年度、その他、消防、医療職につきましては、来年度以降退職がおりますけれども、組合全体での話をしますと、来年度令和5年度60歳になる方については、トータル5名、令和6年度に60歳になる方は3名、令和7年度に60歳になる方は5名、令和8年度に60歳になる方が2名、令和9年度は7名というような状況でございます。以上です。

○副議長(平塚英教) ほかに質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。それでは質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。討論にあたっては、議案番号をお示してください。

6番、川俣義雅議員。

○6番(川俣義雅) 第2号の先ほど質問をしましたけれども、定年を65歳にする、それから60歳を過ぎたら管理監督職を降りるという文言についてです。

今の60歳定年の時には、私さきほど言いましたけれども、例えば55歳とか58歳とか、それで管理職を降りるという規定はないと思うんです。定年を65歳まで延ばすということであれば、管理職も含めて、本人が希望し、それから客観的なそういう指示があればどうか、65歳まで管理監督職を務めるということも私は十分考えられるのではないかと思います。60歳で切ってしまうというのはそれはおかしいというふうに思いま

す。

それから、ページでいうと2ページですね。2ページの真ん中、(1)、(2)、(3)と、つまり定年を過ぎても必要があれば3年間は勤めることができるという文言があります。それから同じような文言が4ページの上のほう、(1)、(2)、(3)ということで、3年間、これは管理監督職を務めることができるというそういう規定があります。その規定について今の両方の2ページ、4ページの規定については、恣意的な判断がされるおそれがあるのではないかと、うふうに思います。そうすると、実際に働きたいと思ってそれなりの健康状態を保っているにもかかわらず、3年間採用される人とされない人と、管理監督職を3年間続ける人と原則に則って降りる人と、そういう差が出てきてしまうということは、私はよろしくないというふうに思います。そういう人が現実に出てくるか出てこないかはよくわかりませんが、そういう文言を残すということについては、私は反対です。以上です。

○副議長（平塚英教） 次に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（平塚英教） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

なお、採決は1件ごとに行います。第2号議案につきましては、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○副議長（平塚英教） 起立多数と認めます。

よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（平塚英教） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

○副議長（平塚英教） ここで休憩をいたします。

【休憩】（午前10時55分）

【再開】（午前11時05分）

○副議長（平塚英教） 再開いたします。

ここで先ほど審議いたしました議案第1号の質問に関する追加答弁がありますので、答弁願います。

総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 議案第1号、中山議員のご質問で初任給についてありましたけれども、確認がとれましたのでこの場で答弁させていただきます。

改正後の給料表で説明いたしますと、議案書の1ページになります。高卒の初任給につきましても、1級の5号、15万4,600円になります。2ページになりまして、短大卒での初任給については、1級の13号、16万4,100円、大卒の初任給につきましても、1級の21号、17万5,300円というような金額になります。以上です。

---

◎日程第6（議案第4号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決について

◎日程第7（議案第5号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決について

○副議長（平塚英教） 日程第6（議案第4号）令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決について、及び日程第7（議案第5号）令和4年度南那

須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決についての2議案は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。組合長。

[ 組合長 川俣純子 登壇 ]

○組合長（川俣純子） 一括上程となりました、議案第4号及び議案第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第4号、令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。今回の補正予算は、歳入・歳出をそれぞれ2,090万円増額し、補正後の予算総額を23億4,890万円とするものであります。主な内容であります。今般のウクライナ情勢や円安の長期化に起因する電気料金の高騰に伴い、斎場、し尿処理施設、ごみ処理施設、那須烏山・那珂川両消防署の運営費において、予算不足が見込まれることから、各施設に係る光熱水費を増額計上するものであります。なお、財源につきましては、財政調整基金からの繰入金で充てることといたしました。

続きまして、議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決について説明いたします。今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症等の検査に使用する試薬代、及び同感染症入院患者が服薬する薬品代、並びに一般会計と同様に、今般の世界情勢の不安定等に起因する電気料金及び重油代の高騰に伴い、収益的収入及び支出をそれぞれ6,230万円増額するものであります。

詳細につきましては、議案第4号については管理課長から、議案第5号については病院総務課長から説明させていただきますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださりますようお願い申し上げます。

○副議長（平塚英教） 管理課長。

○管理課長（小口正一） ただいま上程となりました、議案第4号令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決についての詳細について説明を申し上げます。

まず、議案書の2ページをご覧ください。本案は、歳入・歳出それぞれ2,090万円増額し、補正後のそれぞれの予算総額を23億4,890万円とするものであります。

続きまして、議案書の4ページをご覧くださいと思います。主な内容について、ご説

明申し上げます。

まず、歳入につきましては、7款繰入金として財政調整基金より2,090万円を増額し計上するものであります。

続いて、議案書の5ページをご覧くださいと思います。次に、歳出についてですが、3款衛生費1項保健衛生費2目斎場費で光熱水費として180万円を、同款、2項清掃費、2目し尿処理費で修繕料として120万円、併せて光熱水費として500万円を、同項3目ごみ処理費で光熱水費として1,000万円を、さらに4款消防費1項消防費1目消防総務費で光熱水費として290万円を増額補正するものであります。なお、今回の第3号補正におけます光熱水費については、9月議会の第2号補正でも行いました、衛生費における保健衛生センターのし尿処理施設及びごみ処理施設に加え、斎場並びに那須烏山、那珂川の両消防署で使用する電気料金が今般のウクライナ情勢や円安の長期化に起因し、電力会社における燃料費の料金体系に燃料価格調整単価のほか市場価格調整単価が追加されることにより、更なる価格上昇が見込まれ、今後、施設を運営するにあたり、予算不足が見込まれることから、増額し、計上するものであります。また、し尿処理施設における修繕料については、今年度、第四四半期を迎えるにあたり当該施設修繕に不足が見込まれることから増額し、計上するものであります。

以上、何とぞ慎重にご審議のうえ、可決、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の詳細説明とさせていただきます。

○副議長（平塚英教） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） 議案第5号 令和4年度病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。まず、第1条は総則、第2条は、収益的収入及び支出の補正で収入・支出それぞれ6,230万円を増額するものであります。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億1,059万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億1,059万6,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,059万6,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額46万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億1,013万4,000円で補てんするものとする。」に改めるものであります。

なお、補填財源の46万2,000円につきましては、令和3年度決算における消費税整理

に伴い発生したものであります。

第4条は、たな卸資産の購入限度額の補正で、予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額4億1,825万9,000円を4億5,455万9,000円に改めるもので、薬品費及びそれに係る消費税分としての雑損失3,630万円を増額するものであります。

それでは、補正予算の明細につきまして、説明を申し上げますので、5ページをお開きください。収益的収入及び支出の補正明細で、支出のほうよりご説明いたします。1款1項2目材料費は、新型コロナウイルス感染症の増加や季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていることもあり試薬を購入するもの及び新型コロナウイルス感染症等による入院患者の増加により服薬する薬品代が不足することにより、3,300万円を増額するものです。次に3目経費につきましては、今般の世界情勢の不安定による光熱水費等の高騰により、電気料として高熱水費を2,200万円、A重油代として燃料費を400万円を増額するものです。

次に、2項3目雑損失でございますが、こちらは1款1項2目で計上しました薬品につきましては、貯蔵品となりますので消費税分は雑損失で計上することとなり330万円を増額しております。次に収入であります、支出と同額の6,230万円を補正するものであります。財源となります栃木県新型コロナウイルス感染症対策入院病床確保事業費補助金でございますが、こちらは補填先が限定されておらず、コロナウイルス感染症患者を受け入れるために病床を確保することにより収入が減することに対する補償となる補助金であり、入院収益と同等とご理解をいただければと思います。

以上、令和4年度病院事業会計補正予算（第1号）の詳細説明となります。よろしくお願いいいたします。

○副議長（平塚英教） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑にあたっては、各会計名及びページ数をお示しください。

質疑はございませんか。

○副議長（平塚英教） 5番 中山五男議員。

○5番（中山五男） 一般会計から2点、病院会計から2点、それぞれお伺いをしたいと思います。まず、一般会計なんです、今回の人事院勧告によりまして、引き上げになったわけなんです、人件費の補正はなかったんですが、これは必要なかったのでしょうか。こ

れが1点。

それともう1点、前年度繰越金があるにもかかわらずそれを財源としなかった理由についてお伺いしたいと思います。これ、令和3年度の決算では、差引き4,572万円ほどが残金として出ました。そのうち基金に2,300万円繰り入れましたね。そうしますと繰越額としては2,722万420円あったんですね。このうち予算計上してあるのは、当初予算と補正合わせて700万円と思いました。そうしますといまだ予算計上していない繰越金が1,572万円ほどあるんですが、これをなぜ今回補正の財源としないでこの基金を取り崩したのか、その理由についてお伺いしたいと思います。これが一般会計についてです。

次に病院会計についてお伺いします。今課長から説明があったところなんですが、このコロナの入院とか病床確保事業補助金ということですよこれね、6,230万円。これを薬品とか光熱水費等にあてて、本来の補助目的以外の支出にならないんですか。ちょっと疑問をもったんですがこれについてお伺いします。

もう1点お伺いします。これは、組合長からご答弁をいただきたいと思うんですが、那須南病院は現地に建て替えるというような方針に決定しているようですが、しかし、その事業費がいまだ計上されていません。当初予算にも今回の補正予算の中にもまったくないんですが、費用を要しないのかなって感じるんですよ。なぜこの補正にも計上しなかったのか、その理由と予算はいつ計上するのかこれについてお伺いをしたいと思います。以上です。

○副議長（平塚英教） 組合長。

○組合長（川俣純子） 那須南病院の今後の方針についてというご質問がありましたのでお答えさせていただきます。今のところ運営委員会やいろいろな審議会のほうで調整をさせていただいておりますので、まだ、結論が出ていなくて、私のほうに報告がきていないので、まだ補正にのせるわけにはいかないの、みなさんの調整もあると思いますので、今回はのせておりません。

○副議長（平塚英教） 管理課長。

○管理課長（小口正一） ただいまの中山議員の一般会計の2番目のご質問でございます。議員がおっしゃるとおり、決算剰余金の残につきましては、1,572万420円ございます。なぜこちらのほうを今回の補正財源としなかったのかという質問がございました。理由といたしましては、今回の補正予算の総額、まるまる使ってしまうという選択肢よりも、



まだ、2月の補正が残ってございますので、そちらの保険的な役割として考えてございますので、今回の第3号補正予算につきまして、決算剰余金のほうは充当していないということが理由でございます。

○副議長（平塚英教） 病院総務課長。

○病院総務課長（岡誠） ご質問いただきました補助金の使途についてでございますが、こちらの補助金でございますが、コロナ病床をつくることによりまして休止となる病床に対しての補助になっております。ちなみに1床あたり4万1,000円、掛ける休止しました病床分でございます。

こちらでございますが、診療報酬と同様と考えていただきまして、結構かと思えます。病院に患者さんが入れなかった部分についての補助になってございますので、使途は明確になっておりません。何に使っても結構ということになっているものですから、今回こちらで措置させていただきました。

○副議長（平塚英教） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） 中山議員の人件費についてのご質問でございます。条例改正があったのに人件費の補正はないのかということでもありますけれども、本年5月の臨時議会のほうでやはり給与条例の改正をしております、その際に勤勉手当の率を下げる改正を行ったかと思えます。

その際に、補正予算を組んで減額をしておりますので、その分の予算が残っているということで、今回の条例改正につきましては、そちらの一旦率を下げた勤勉手当分を今回にまわすというような形で、若干の流用はあるんですけども、補正予算を組む必要はないというふうに判断をいたしましたところでございます。以上です。

○副議長（平塚英教） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 4点質問したうち3点については了解をいたしました。

組合長に1点申し上げたいと思います。この広域の大きな課題は、衛生センターの建設と病院の建設ではないかと思えます。そのうち衛生センターは当初予算で委託料として5,400万円ほど計上いたしました、これ今の状況では、なかなか進展しないのではないか

考えています。

しかし、病院はまた別でして、そういった交渉もほとんど必要ないと、特に現地に建て替えるとなれば反対するものはないのではないかと思いますので、これは早急に予算計上して建設に努めるべきではないかと思います。これは私の意見です。以上です。

○副議長（平塚英教） ほかに質疑はございませんか。

質疑はなしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（平塚英教） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決いたします。

なお、採決は1件ごとに行います。議案第4号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（平塚英教） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（平塚英教） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和4年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。これをもって、令和4年第4回南那須地区広域行政事務組合議会

臨時会を閉会いたします。皆さん大変ご苦労様でした。

[ 午前11時27分閉会 ]